

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1094 号（諮問第 1744 号）

件名：カエル会議（基本グループ）実施結果報告書の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 12 月 16 日

2 原処分

令和 5 年 2 月 24 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和 5 年 4 月 6 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 5 月 17 日

5 答申

令和 6 年 3 月 19 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件行政文書の一部開示決定において、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、稲沢警察署警務課及び交通課が管理するカエル会議（基本グループ）実施結果報告書という 14 件の行政文書である。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、処分庁が警部補及び同相当職以下

の警察職員の氏名として不開示とした部分のうち、「A」の開示を求める旨を主張していることから、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が条例第7条第2号に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名の条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、警部補の階級にある警察官の氏名が記載されていることが認められた。当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則(平成12年愛知県規則第29号)第3条の2に定める警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号ただし書ハの適用を除外されている。よって、処分庁が不開示とした警部補の階級にある警察官の氏名は、同号ただし書ハに該当しない。

そのほか、同号ただし書イ、ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名は、条例第7条第2号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名の不開示情報該当性については、前記(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<ul style="list-style-type: none"> ・カエル会議（基本グループ）実施結果報告書（実施日時が令和2年12月7日のもので、カエル会議（基本グループ）取組経過記録表が添付されたもの） ・カエル会議（基本グループ）実施結果報告書（実施日時が令和3年4月7日のもの） ・カエル会議（基本グループ）実施結果報告書（実施日時が令和3年4月7日のもので、カエル会議（基本グループ）取組経過記録表が添付されたもの） ・カエル会議（基本グループ）実施結果報告書（実施日時が令和3年12月20日のもので、カエル会議（基本グループ）取組経過記録表が添付されたもの） ・カエル会議（基本グループ）実施結果報告書（実施日時が令和2年12月18日のもので、カエル会議（基本グループ）取組経過記録表が添付されたもの） ・カエル会議（基本グループ）実施結果報告書（実施日時が令和3年4月26日のもの） ・カエル会議（基本グループ）実施結果報告書（実施日時が令和2年12月17日のもので、カエル会議（基本グループ）取組経過記録表が添付されたもの） ・カエル会議（基本グループ）実施結果報告書（実施日時が令和3年3月26日のもの） ・カエル会議（基本グループ）実施結果報告書（実施日時が令和2年12月21日のもので、カエル会議（基本グループ）取組経過記録表が添付されたもの） ・カエル会議（基本グループ）実施結 	<p>警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名</p>	<p>条例第7条第2号に該当 警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員を特定できるため。</p>

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
果報告書（実施日時が令和 3 年 5 月 4 日のもの）		
<ul style="list-style-type: none"> ・カエル会議（基本グループ）実施結果報告書（実施日時が令和 2 年 12 月 4 日のもので、カエル会議（基本グループ）取組経過記録表が添付されたもの） ・カエル会議（基本グループ）実施結果報告書（実施日時が令和 3 年 4 月 9 日のもの） 	警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員を特定できるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・カエル会議（基本グループ）実施結果報告書（実施日時が令和 3 年 4 月 9 日のもので、カエル会議（基本グループ）取組経過記録表が添付されたもの） ・カエル会議（基本グループ）実施結果報告書（実施日時が令和 3 年 12 月 13 日のもので、カエル会議（基本グループ）取組経過記録表が添付されたもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の現状及び課題の一部 ・取組経過の一部 	<p>条例第 7 条第 4 号に該当 警察署の留置体制に関する情報であって、公にすることにより、留置施設等からの逃亡等を誘発し、その実行を容易にするなど、将来の留置、勾留等業務に支障を及ぼすおそれがあるため</p>